## 原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日 原子力災害対策本部 <ステップ2(3~6カ月程度※)> 中期的課題 <ステップ1(7月中旬を目途)> 取組事項 ※ステップ1終了後 ▼(現時点:5月17日) 1. 東京電力福島第一原子力発電所 放射性物質の放出が管理され、放 放射線量が着実に減少傾向となっている 射線量が大幅に抑えられている 事故の事態収束に向けた取組 応急仮設住宅等の早期確保 《避難生活が長期に及ぶ方を優先に順次提供。現時点で市町村の具体的要望のある約15,200戸 2. 避難区域に係る取組 を8月前半までに完成させる見诵し。追加要望があれば早期完成を月指す県の取り組みを支援 3. 計画的避難区域に係る取組 第二巡 ※5月10日以降順次実施 4. 緊急時避難準備区域に係る取組 計画的避難の実施 計画的避難の実施準備 避難先等における事業活動支援 (避難先確保、家畜等の移動) ※5月下旬頃までに実施 住民のスクリーニング 住民の健康調査の前提となる放射線量の推定 地域住民の長期的な健康管理 •除染 ※5月以降開始 ※調査結果を踏まえ実施方法の具体的な検討を行う がれき・下水汚泥の処理 現地調査、処理方法検討、処分実施 方針検討 5. 被災住民の安心・安全の確保 校庭・園庭等の線量調 校庭・園庭の土壌についての対応の実施 査等の実施 環境モニタリングの強化 環境モニタリング(空間、土壌、海水中、海底土壌)・評価の継続的実施 ・線量測定マップ等の作成・公表 ※区域解除、住民の帰還に向けて継続的に実施 雇用調整助成金・失業手当の特例 がれき処理など公共事業や雇用創出基金事業による雇用創出・雇用あっせん JA・JFグループつなぎ融資への実質的保証 6. 雇用の確保、農業・産業への支援 中小企業向け融資・保証の拡充 福島県と連携した無利子・長期の事業資金を提供する特別支援 工場・商店等の復旧・事業継続支援 ※5月下旬以降実施 7. 被災地方公共団体への支援 風評被害対策の実施及び輸出支援(国内外向け広報活動、検査補助、外国政府への働きかけ 等) 被災地方公共団体や被災者を受け入れている地方公共団体に対する継続的支援を実施 指針の順次策定・公表 紛争審査会の開催 随時必要に応じて追加 ∕7月に中間指針(原子力損害全体)とりまとめ。 8. 被災者・被災事業者等への賠償 東京電力による避難住 賠償の受付・支払い 事業者等への仮払い 民への一時金仮払い 土壌等の放射性物質の蓄積状況の調査 ※5月以降実施 土壌等の除染・改良の手法の実証研究 ※5月以降段階的に実施 9. ふるさとへの帰還に向けた取組 土壌等の除染・改良の実施 ※区域の解除に応じて実施

地域活力の再生・復興策の検討

地域活力の再生・復興策の実施